

唐代官僚の仕官と選授について

築山治三郎

はしがき

この小論文は昭和三十四年度文部省科學研究費による研究課題「漢より唐に至る官僚の系統的研究」のうち唐代の官僚制と吏部選舉について昨年度大塚史學會で發表したものの一部である。この論文は唐代官僚のうち主として文官を中心とし、初唐及び盛唐までを述べたもので、それ以後及び武官を中心としたものについては後日にゆずることにする。唐

代の官僚制は北朝隋の制を受けて中央集權を確立し、官僚を中央から任命した。隋末唐初少なかつた官僚は盛唐になると急に増加して膨大な官員數に達した。唐はこれら官僚を流内、流外に分け、内官、外官があり、職事官、勳官、爵號があり、官に清濁があつたことを述べ、次に官途につく方法とそれぞれの起家官について、特に科舉出身者の起家については詳しく述べ、また如何なる順序で選授昇進するかについてその大體を述べたつもりである。官僚のうち、吏部は文官の選授を、兵部は武官の選授を掌つたが、ここでは吏部選舉の権限について述べ、吏部尚書侍郎

の任務が時代とともにその権限に推移があつたことについて言及し、終りに官僚の任期と考課について述べたが、唐代のように複雜なる官僚機構と官僚制について尙分明し難い所があり、論文中不徹底の點があり、稍獨斷に陥つたと思う點もあり、又疑問と思う點もあつて今後の研究にまたなければならないが、御叱正御批判を乞う次第である。

一

唐は隋の中央集權制度を受けついで、國家組織の官僚制はこれまでのものを集大成した。唐初は隋末の兵亂の後をうけて内外文武官は僅か六百四十二員であつたが、太宗貞觀年間律令の制定とともに官員が増加し、高宗を経て武后になると大いに官員の増加を見た。

通典（卷一九）職官典一に、

武后天授二年。凡舉人無賢不肖。咸加擢拜。大置試官以處之。試官蓋起於此也。

唐時代官僚の仕官と選授について

官卑いものを行といい、階卑くして官高いものを守といい、官階同じものは行守をつけなかつた。神龍二年更に李嶠の上疏によつて員外官二千

餘人を置き、武后の歓心を得んとして、權門勢家を拔擢して勢力を得たが、そのために選舉紊亂するに至り、官員の増加につれて國家財政が困窮を告げるに至つた。散官、勳官の外、檢校、試、攝、判、知等の官も

あり、官紀紊れ、後さらに針封官が置かれ、官僚機構が紊亂するに至つた。しかも初め科舉の制度が行われたが貴族門閥が勢力を得、遷敍多く、

上は宰相から内外の員外官、御史などその數、多きを加え、宰相、御史、員外官などは三無坐處とさえいわれたのであつた。宰相のごとき多きはある時代には十に近い數にも及んでいた。

玄宗に至つて、これまでの弊を改め、宰相姚崇、宋璟らの建言によつて、これを肅正し、開元二十五年に至つて整頓するようになつた。

さて前に述べたように、貞觀六年内外官六百四十二員であつたが、通鑑開元（卷二二三）二十一年に官三師以下一千七百六十六員、自佐史以上五萬七千一十六員となり、しかも入仕之途甚多。不可勝紀。とあるように、正規の官途に就かずして入流するもの甚だ多く、入仕の道多く、通典（卷二六）職官典に大唐一萬八千八百五員、内官二千六百二十一、外郡縣官一萬六千一百八十五とあつて、開元以後さらに官員の増加が甚しかつたようである。

通典（卷四〇）にはさらに内職掌として齊郎、府史、亭長、掌固等、外職掌として州縣倉督、錄事、佐史等總て三十四萬九千八百六十三として、内職掌三萬五千一百七十七、外職掌三十一萬四千六百八十六、交武官諸色胥吏等總て三十六萬八千六百六十八人とあつて唐代の官僚が膨大な員

數に上つていたことがわかる。

このように官員が増加するに及んで財政に困難を來し、玄宗以後は屢々官員を減ずることを建言し、德宗の時、張延賞は官員を減らすことについて舊唐書（卷一二九）張延賞傳に、

延賞奏議。請省官員。日爲政之本。必先命官舊制官員繁。而且費。州縣殘破職此之由。

とあり、また舊唐書（卷一四八）李吉甫傳には

李吉甫。再入相。請減省職員並諸色出身胥吏。

とあるように職員並びに諸色出身胥吏を減ずべきことを建言している。

さてこれらの官僚を流内官と流外官とに分け、流内官は高等官であつて九品に分け、流外官はいわゆる判任のものであつて、流内と同じく、勳品九品を置き、通典にあるように内職掌、外職掌などの諸色胥吏を凡て流外としたもので、流外の官員が如何に多かつたかということがわかる。

流内はこれを正一品から從九品下まで三十階に分け、職事官の外、勳官、散官、爵號があり、これらを帶びることができ、勳官は正二品上桂國から從七品武騎尉まで十二等に分け、國家に勳功のあつたものに與えられ、散官は入仕の文武官に與えられるもので本品といい、文官には文散官、武官には武散官を與えられ、文散官は從一品開府儀同三司から從九品下將士郎まで二十九階、武散官は正二品輔國大將軍から從九品下陪我副尉まで二十九階に分けられた。爵は九等に分け、王、郡王、國公、郡公、縣公、縣侯、縣伯、縣子、縣男で、王は正一品、郡王、國公、何れも從一品から、縣男は從五品まで差等があり、臣僚にも國公以下の爵

位を與えられ、何れも食封爵に應じて若干戸を與えられた。

このように唐代官僚には流内官、流外官があつて、流内官の品階は複雑で勳官、散官、爵號などがあり、授官がみだれ、勞考、敍階はある程度嚴重ではあつたが、時代の趨勢と時の官僚によつて權門勢家に左右され、個人的權力、朋黨派閥、經濟的及び婚姻關係、政治的權力などで昇進、敍階するものがあり、また反対に權力や政治的失敗などで貶謫されるものもあつた。

官には清濁の區別があり、舊唐書(卷四二)職官志に、職事官資。則清

濁區分。以次補授。とあり、三品官、四品官、五品官、六品官、七品官、八品官をあげていて。五品に御史中丞、給事中、中書舍人、尚書諸司郎、著作郎、六品に起居郎、起居舍人、侍御史、祕書郎、著作佐郎、七品に左右補闕、殿中侍御史、八品に左左拾遺、監察御史、四門助教などをあげて清資官とし、他を濁官としている。官に清濁のあつたのは周以前のことであつて、隋書(卷五六)盧愷傳に周氏より以降選に清濁なしとあり、周隋代には清濁がなかつたのに何故に唐代に清濁の區別をつけたか。宮^①崎博士は何時の間にか唐代に流品の別が成立していたとしているが、唐初貴族門閥の勢力専盛んな時の名残りではなかろうか。通典(卷一九)職官一、舊唐書(卷四三)職官志に、

又制。其有從勳官品子流外國官參佐視品等出身者。自今不得任京清顯要等官。

とあり、また唐六典(卷二)吏部、舊唐書(卷四三)職官志に、

凡出身非清流者。不注清資官。

とあるように、流外、勳官品子より出身のものは清資官に任せられるこ

とができず、門蔭及び科舉出身者の中で官途に就くものが清資官になることができた。そこで貴族門閥の多くは清官を望み、貴族門閥の中でも

門蔭によらずして、科舉に應試し、登第起家解褐して清官についた。ことに給事中、中書舍人、祕書郎、著作郎、校書郎、侍御史、監察御史などは清官の中でも要官であつたから門閥貴族の望むところであり、またさらに宰相などの高官へ進むためにも重要な官であつた。

二

舊唐書(卷四二)職官志に、

有唐已來。出身入仕者。著令有秀才明經進士明法書算。其次以流外入流。若以門資入仕。() 又有齊郎品子勳官。及五等封爵屯官之屬。

とあつて入仕して官途につくことについて述べていて。即入仕するには、

- 1、秀才、明經、進士等科舉によるもの、
- 2、流内から入流して流内官になるもの、
- 3、貴族門閥等の門蔭によるもの、
- 4、勳官、封爵等によるもの、

などがあり、其他時代によつて前述したように入仕の道甚だ多くして擧ぐるに堪えぬとしている。

舊唐書(卷八一)劉祥道傳に選舉の弊害を述べて、

仍知吏部選事。祥道以銓綜之術猶有所闕。乃上疏陳其得失。其一曰。

今之選司取士多且濫。每年入流數過一千四百傷多也。雜色入流不銓簡。是傷濫也。

とあつて流外より入流するもの多く、且つ雜色人を銓簡せずして入流せ

しめている。即ち胥吏から多くとつてゐる。雜色人をとるには事務的才能のみでなく、德行を求めるべくはならないとし、さらに

其二曰。古之選者爲官擇人。不聞取人多而官員少。官員有數。入流無限。以有數供無限。(一)入流者。今内官文武官一品以下九品已上一萬三千四百六十五員。

とあつて人を擇ぶのに標準なく、官員少くして入流するもの多く、今文武官流内約一萬四千で、毎年入流するもの五百人とすれば、三十年で一萬五千人となる。然るに毎年入流するもの千四百人の多きに達している。

通典(卷一七)選舉に、

三曰。雜色人。請與明經進士。通充入流之數以三分論。二分取明經進士。一分取雜色人。

とあるように、入仕者として明經進士出身者を三分の二、雜色入流者を三分の一をとつた方がよいと上疏しているように、唐初官員が少かつたが、高宗顯慶年間から流外から入流するものが甚だ多く、選舉が紊れていたようである。

唐代に流外と視流外とあつたことは舊唐書(卷四三)職官志に、又有流外。自勳品至九品。以爲諸司令史贊者典謁亭長掌固等品。視流外亦自勳品至九品。

と見えているように流内と同じように九品まであつたが、通典(卷四〇)職官には視流外は勳品と四品、五品となつてゐる。前述のようにこれらは内職掌と外職掌とあり、又職掌として齊郎、府史、亭長、掌固、門僕等があり、外職掌として州縣倉督、錄事、佐史、府史、典獄、門事、執刀、自直、市令、市丞、助教、津史、などがあつた。これらを凡て諸色

胥吏と呼ばれた。通典には流外、視流外の各品階について職掌をあげてゐる。胥吏を流外と呼ばれたことについて、胥吏の起源は恐らく晉代における流外官に求むべきものでなく、宋代頃に成立した勳位に求むべきであろう。胥吏なるものは單に官僚制でなく寧ろ社會制度の所産と認るべきものである。胥吏は庶人が士に準ずる地位についたもの即ち寒人、小吏ともいわれ、これを胥吏といつたもので、すべて流外といつたものであつたと述べているが、この見方からすると社會的所産から官僚制に移行したものといわれよう。

流外の諸色胥吏が流内に入流するものが多かつたことは前述の劉祥道傳や新舊唐書列傳に見えるが、しかしたとえ入流しても清官につくことは甚だ困難であり、また昇進することも容易でなく、ある程度の品階に限られ、特殊な權力と結びつかなければ高位高官に昇進できなかつた。しかし通鑑、新舊唐書列傳に流外の小吏胥吏から入流して高位高官に昇つたものもある。通鑑(卷一九五)太宗貞觀十四年に、

右庶子張玄素が東宮にあつて數々諫爭するのを聞き、擢んでて銀青光祿大夫とした。張玄素は少時刑部令史であつた。太宗は玄素に問うて、卿は隋代に何官であつたか、玄素は對えて縣尉であつた。縣尉でなかつた時は何官か。對えて曰く。流外であつた。褚遂良上疏して、玄素寒微より出たが、その才能を用いて擢んで三品とした。別にその出身を追窮するに及ばずと。孫伏伽も玄素と同じく隋にあつて令史であり、流外から入つた。

このように唐初隋代の流外から入流したものがあり、ことに官員の増加につれて入流するものが多くなつたことと思われる。通鑑(卷一九五)

の胡三省の註に、

按隋之視品。即唐之流外銓也。宋白曰。唐制吏部郎中一人掌天下之文吏班秩階品。一人掌小銓。亦分九品。通之行署。以其在九流之外。故謂之流外銓。亦謂之小銓。杜佑曰。宋齊流外。自諸衛錄事及五省令史始。

とあつて、隋代の視品は唐代の流外であり、宋齊の流外は諸衛錄事及五省令史で、令史は流外勳品であり、これが隋唐に及んでいることがわかる。錄事は武につかえ、令史は文につかえて文書を記録する官であり、流外官であつた。

さて小吏胥吏から流内に入つたものの例をあげると、通鑑(卷二一一)開元二年に魏知古本起小吏。因姚崇引薦。以至同爲相。崇意輕之。

賤で縣里胥であつたし、白志貞も胥吏より入流した。胥吏のように流外から入流するもの次第に多くなつたが、高位高官に昇るものは以上の二、三の例にあるように甚だ少なかつた。しかし下級官僚として使うには適當であつた。

通鑑(卷二一三)開元十七年に、

國子祭酒楊場上言。以爲當司奏。限天下明經進士及第。每年不過百人。竊見流外出身。每歲三千餘人。而明經進士不能居其什一。則是勤服勤業之士。不如胥吏之得仕也。臣恐儒風浸墜。廉恥日衰。若以出身人太多。則應諸色裁損。不應抑明經進士也。

とあるように明經進士の及第するもの毎年百人に過ぎず、及第しても任官されるものまた少ない。然るに流外出身は毎年二千人で明經進士のものはその十分の一に過ぎず、これは官僚としてよく勤務し、業に勵むのは胥吏に越したことない。また胥吏から入流しても下級官僚としてよく仕え得ると上言したものである。

三

仙客邊遇小吏。目不知書。若大任之。恐不憊衆望。林甫退而曰。苟有

才識。何必辭學。

唐は皇兄弟及び皇子を封じて諸王とした。

として仙客の胥吏出身で學問のないのを反対したが、李林甫は才識があれば必ずしも辭學がなくともよいとして遂に起用されたものである。

元載の家は本寒微であつた。父は員外官に昇任しても產業を埋めず、元載は高科に策入して縣尉となり、諸官を歴任して出でて洪州刺史となり、入りて度支郎中、御史中丞、戶部侍郎、やがて宰相になつた。田神功も

貞觀十一年六月。詔荊王元景等二十一王爲諸州都督刺史。咸令子孫代代承襲。非有大故。無或黜免。其後不願行。乃止。後定制皇兄弟皇子爲王。皆封國之親王。

とあつて諸王は諸州の都督刺史に任せられた。

都督は大、中、小があり、從二品、正三品、從三品の差等があつた。刺史にも上州、中州、下州があり、從三品、正四品上、正四品下の差等

があつた。彼等は世襲であつて大きい事故がなければ黜免されず、また任地に行くこともなかつた。諸王子の嫡子は郡王で、他の皇族は國公、郡公、縣侯、縣伯、縣子、縣男等の爵を與えられ、また勳功のある臣僚に對しても郡王以下の爵を與えられることもあつた。

龍朔二年制。諸王子嫡者封郡王。任職從四品下敍。其衆子封郡公。從五品上敍。

とあるように郡王は從四品下、郡公は從五品上に敍せられた。

舊唐書(卷四二)職官志に、

嗣王、郡王の出身は從四品下、親王諸子の郡王は從五品上、國公正六品上、郡公正六品下、以下縣公、侯、伯、子、男それぞれ差等があり、最も低いもので縣男の從七品下であつた。通典(卷三二)に其庶姓卿士功業特盛者。亦封郡王とあり、至德元年から大曆三年に至るまで異姓を封じて王と爲るもの凡そ百十二人であつたし、また國公、郡公、縣公、侯、伯、子、男に封ぜられたもの武徳から天寶に至る百餘家、至德二年から大曆三年に至る二百六十五家と見えている。

いうまでもなく嗣王、郡王、國公は從一品、郡公は正二品、縣公は從二品、縣侯は從三品、縣伯は正四品上、縣子は正五品上、縣男は從五品上であつて、その子の出身の官品が前述の通りであつた。

皇帝總麻以上の親、皇太后周親の子の出身は六品上、皇太后大功親皇后周親出身は從六品上、皇后大功親出身は正七品上、皇后小功總麻親、皇太子妃周親出身は從七品上であつた。以上のようにあるが、彼等はそれぞれ食封戸を與えられ、爵に應じてそれぞれ差等があつた。また戸數に應じて租税を納め、三分の二は王府に三分の一は官に入れた。

諸王の任官は前述のように大抵都督、刺史に任せられたが、それは新舊唐書列傳に諸子を載せている。舊唐書(卷六四)高祖二十二子、(卷七六)太宗諸子、(卷八八)高宗中宗諸子、(卷一〇七)玄宗諸子を見てわかる。しかし諸王には功績の見るべきものはなかつたようである。嗣王、郡王、國公、郡公以下の子の出身は何れも以上述へたように官品を與えられたが、初めの任官については史料に見えていない。隋書(卷二六)百官志や通典(卷三二)歷代王侯封爵には王侯出身者の起家の官をあげ、

其親王起家則爲侍中。()諸王起家餘子並封公起家中書郎。諸王子並諸侯世子起家給事。

と見えているが、通典にも新舊唐書にも唐の起家官については記されていない。また臣僚にして襲爵したものの起家については定つた起家官がなかつたらしく、從つて官品に相應した官を與えられたとは限らないようである。

例えば劉祥道は郡公に封ぜられ、子の景先は襲爵して侍御史から晉州司馬に遷つてゐるが、郡公の子は從五品上の品階を與えられるが侍御史は正七品上であつた。韓瑗は貞觀中累ねて兵部侍郎にすすみ、後父の縣公を襲爵して永徽三年黃門侍郎から中書門下三品となつてゐるし、また韋思謙のように爵縣男になつたが、子の嗣立、承慶は襲爵せずして進士に登第しているが如きである。いうまでもなく勳功ある臣僚にして封爵されたものの子の任官は品階に應じて行い得ることができが、門蔭の制もあるし、また隋から起つた明經、進士等の科舉制によつてこれに應試するものが多くなつたものと考えられる。封爵や門蔭よりも科舉に登第して仕官した方が官界に新風を送ることもでき、また唐朝の方針とし

て新官僚をつくることによつて舊官僚を抑えることができるから必ずしも封爵によらなかつたものと思われる。

四

唐は從來の貴族勢力を抑え、中央集權的政治を確立するために隋に初められた科舉を整備し、太宗は天下の俊秀に對し、その家格を問わず、

唐帝國の官僚として採用する途を聞いた。科舉の科目としてその主たるものは秀才、明經、進士であつた。しかし唐代では科舉の合格者の數は一年多くて五十名に過ぎず、宋代以後に比べると、その比重は軽く、貴族の數が壓倒的に多かつた。しかも禮部で行う科舉に合格しても、吏部で行う採用試験では貴族門閥が比較的多く、科舉の合格者が必ずしも採用されず、永年官途に就けず、殊に微賤出身のものは詮衡に洩れて一生涯官途に就けず、恨みをのんだものも少くなかつた。

さて秀才、明經、進士等の出身の官品は

正八品	正八品	從八品	從八品	正九品	正九品	從九品	從九品
上	下	上	下	上	下	上	下
秀才上上	上中	上下	中上				
明經		上中	上下	中上			
進士		甲第	乙第				

右の表のように秀才出身は最も高く、進士出身は甲第が從九品上、乙第が從九品下で最も低く最下位に置かれた。この進士科新設の目的が最下級の地方官の縣尉に任用されたことにあつたようである。唐代を通じて大體縣千五百餘であつたから科舉合格者が官吏として登用されても極

めて少數であつたことがわかる。この外に制舉があつて、新唐書（卷四

四）選舉志に其天子自詔者曰制舉とあるように、天子自ら詔して任用されるものもあつた。秀才科は唐初間もなく廢止され、進士科、明經科は唐代を通じて行われ、殊に進士科が最も盛に行われた。

さて進士出身で起家任官したものは列傳に最も多く見えていた。例をあげると、

李義琰	進士	太原尉	<small>〔舊書卷一八一 新書卷一〇五〕</small>
上官儀	進士	弘文館直學士	<small>〔舊書卷一八八 新書卷一〇五〕</small>
韋承慶	進士	雍王府參軍	<small>〔舊書卷一八六 新書卷一〇八〕</small>
盧懷慎	進士	監察御史	<small>〔舊書卷一九八 新書卷一二六〕</small>
楊綰	進士	太子正字	<small>〔舊書卷一一九 新書卷一四二〕</small>

列傳には進士の起家官の多くは縣尉であつたが、

以上の例にあるように中央官僚として任官しているものもあり、しか

も進士科出身者は從九位となつてゐるのに、監察御史は正八品上であり、太子正字は正九品上であつて、盧懷慎は山東の著姓豪族であり、またその他の人々でも進士科に應試しなくとも仕官できる家柄であつたろうから、必ずしも規定によらなくとも官品を越えて仕官したものと思われる。列傳に進士に合格して累ねて何々とあつて必ずしも初の起家官が分らな
いが、多くは縣尉より縣令に進み、又は京官に入つてその多くは御史台の監察御史に累進するのが普通の順序であつたようであり、しかも清官につくことができ、唐書選舉志にあるように、進士出身のもの、官品は最下位に置れてはいるが、起家の官は必ずしも最も低かつたとは考えられない。ことに進士科には貴族の多くが應試登第しているから、家柄な

ども相當影響があつたものと思われる。

明經出身は上上が從八品下、上中が正九品上であつて進士出身よりも稍高かつた。列傳によつて二三の例をあげると、

楊再思 明經 玄武尉

(舊書卷一九〇)

崔玄暉 明經 累庫部員外郎

(舊書卷一九一)

韋安石 明經 乾封尉

(舊書卷一二〇)

唐休暉 明經 吳王典籤

(舊書卷一二三)

尹思貞 明經 隆州參軍

(新書卷一九三)

とあるように、大體において進士と同じように地方官の縣尉に就くのが普通であつたようであるが、唐休暉は吳王典籤に解褐され、尹思貞は隋

州參軍に任官している。親王府典籤は從八品下であるから、唐休暉は明經上上に登第したことがわかる。勿論明經出身者も規定の官品を超えて任官したものも列傳に見うけられる。

典籤については趙翼の二十二史劄記(卷二三)に齊制典籤之權太重に見えるように齊においてはその權力が重かつたことがわかるし、^⑩越智重明氏の研究に見えており、宮崎博士は典籤は官制上では都督刺史の屬僚であるが、實際は天子の派遣した代理人であつたと述べている。唐代に於てはそう重要な地位ではなく、官品は低く、出身者の就く官職でもあつて、親王府典籤として親王府の文書を司るものであつたようである。尙列傳には起家のことと起家、解褐または釋褐とも記されているが等しく官途に就くという意味である。

次に進士や明經に登第し、さらに制舉に應じて起家したもの、或は進

士明經に登第し、一度起家仕官してさらに制舉に應じて再び仕官したものの、また官途を一度は断り、後、官途についたものもあつた。列傳や唐會要(卷十六)制科舉にその例を多く見ることができる。進士に登第しても甲第なら從九品上、乙第なら從九品下の最下位の官品で地方官の縣尉に任用されるのが普通であるから制舉に應じて、より高い官品と官途に就かんと欲したと思われる。これを列傳に徴すると、

張九齡 進士 應舉乙第

(舊書卷一九〇)

皇甫鋪 進士 賢良文學制科

(舊書卷一九一)

齊映 進士 博學宏科

(舊書卷一九二)

千休烈 進士 應制策登科

(舊書卷一九三)

とあるように何れも進士に登第してさらに制舉に應じて仕官したものである。進士、明經を経ずして制舉に應じて仕官するのが普通であつたが、有能の士は進士にも制舉にも應じたと思われる。張九齡は正九品上の校書郎に任用され、皇甫鋪は正八品上の監察御史に、千休烈は正九品下の祕書省正字に、齊映は從八品上の河南府參軍に任用され、何れも地方官でなく中央官僚として稍官品の高い官に就いていることがわかる。

進士、明經に登第して任用されると、多くは地方官の縣尉になつたようであるが、縣には京縣、畿縣、諸州の上、中、下縣があり、京縣尉は從八品下で、京兆、河南、大原府諸縣尉は正九品下で、諸州上、中縣尉は從九品上で、下縣は從九品下であり、縣尉によつてそれぞれ官品にも差等があり、縣令丞の官品もそれぞれ差等があつた。これを同じ官品の中央官即ち京官に比較すると、左右拾遺は從八品上、大理評事は從八品下、校書郎は正九品上、太子正字、太子校書は正九品下であるから同じ

官品ならば地方官の縣尉で起家するよりも、中央官として左右拾遺や校書郎で起家する方が昇進も早く、俸祿其他の待遇においても良かつたから彼等は地方官よりも京官を望んだに違いない。また同じ地方官として縣尉で任官起家するにしても京縣や京兆、河南、太原府等の畿縣尉に任官されることを望むのは自然の數であつた。地方官は迴避の制によつて出身縣には任官されぬことになつてから出身縣の近くを望むこともあり得る。京兆京縣から去る僻遠の諸縣は下縣でもあり、赴任することを欲しなかつたと思われる。また僻遠の諸縣は種々不便も多かつたから彼等は出世の爲には京兆近くに授官することを欲した。

五

門蔭を以て起家、解褐して任官したものは唐代を通じて最も多く見られる。即ち正五品以上の子の出身は皆蔭を以て仕官するを得た。また從五品及國公の子の出身は從八品下、三品以上の蔭の曾孫、五品以上の蔭の孫で、孫は子より一等降り、曾孫は孫より一等降つて官品を受けられた。これを見ると五品以上は孫まで、三品以上は曾孫まで蔭によつて官途に就くことができる。進士、明經等の試験を受けなくとも仕官することができた。しかし父が五品以上の官の子でも科舉が盛んになるにつれて次第にこれに登第するものもあらわれるようになつた。蔭によつて仕官した人々を列傳に徴して見ると、明經、進士出身者と同じように地方官の縣尉に出てゐる人もあるが、すぐに縣丞に出てゐる人もある。しかし通じて京官に任用されている人々が多いように見うけられる。一品の子は正七品上、二品の子は正七品下の官品が與えられる。

裴行儉 門蔭 弘文生

新書卷一〇八

蕭嵩 同 洛州參軍

新書卷一〇九

李適之 同 左衛郎將

舊書卷一三一

薛登 同 閩中主簿

舊書卷一〇一

張鎰 同 楊州府參軍解褐

舊書卷一五二

韋湊 同 左衛曹參軍

舊書卷一二五

蕭復 同 客門郎

新書卷一一一

房綰 同 弘文生

舊書卷一三九

韓滉 同 騎曹參軍解褐

舊書卷一二九

とあるように起家解褐の官品は科舉出身者より高く、子の出身は正七品から從八品までの間の官員を與えられ、五品以上の孫の出身は正九品となつてゐた。諸曹參軍は正九品上であり、諸州上縣主簿は從九品上であり、京縣主簿は從八品上であつた。薛登は京縣以外の閩中主簿に任用されているが、これは從九品上であつた。蔭も必ずしも規定の官品のようない官に就いたとは限らなかつた。しかし大體において地方官の縣丞、縣尉よりも中央の京官に任用されたものの多かつたことは前例によつて想像できる。

また唐會要(卷七五)選部下雜處置に、

大歷十二年五月勅。見任中書門下省以上。尚書省三品以上子孫。各授官一切擬京官。不得擬州縣官。

とあるように中書門下、尚書省三品以上の子孫は凡て京官に任用され、州縣官に任用されぬことになつた。即ち三品以上の子の蔭は、正三品の子は從七品上、從三品の子は從七品下であつたからこれらの官に相當す

る京官に擬せられたものであろう。

また貴戚の子弟は早くから官を求める、任官を希望するものが多かつたようである。

新唐書（卷一一七）魏玄同傳に、

今刀筆求才。以簿書察行。法之弊久。今貴威子弟例早求官。或齠齶之年已腰銀。或童艸之歲已襲朱紫。

とあるように、齠齶の年とはまだやつと乳から離れた時、童艸の歳とは幼童の時ということで、即ち子供の時から任官を希望し、または任官をしたものが多かつたことがわかる。しかしながら貴族門閥の舊官僚はその子弟が門蔭か襲爵によつて官位を得るか、それとも科舉によるかでは或は流外官になり、更に流内に入つたことが考えられる。そこで新唐書（卷四五）選舉志に、

凡品子任雜掌。及王公以下。親事帳内勞滿。而選者。七品以上子。從九品上敍。其任流外。應入流內敍。品卑者亦如之。九品以上及勳官五品以上子從九品下。

とあるが、品子で雜掌に任じたり、又は王公以下の親事帳内で年勞滿て七品以上の子は從九品上に敍せられるが、親事は六品七品の子、帳内は八品九品の子で年十八以上のも四年の任期が満てば流内官の從九品上に敍せられた。親事帳内は王府官の官屬で守衛陪從などの任に當つたものであり、王公以下及び文武職事官三品以上で勳官を帯びるものに之を給したものである。

官途につくには、以上述べたように流外から流内に入るか、門資によつて就くか、或は明經、進士等の科舉に及第して就くか、勞考によつて入るか、其他種々の方法があつた。勿論、流外にも勳品があつたから官昇進は仲々困難であり、まして微賤のものは容易に流内に入流することも困難であつたであろう。すると流内官のうち重要な官は貴族門閥か、或は科舉出身者で占められたに違いない。同じ地方官の縣尉や縣丞も京縣、畿縣或はその近傍の諸縣でも貴族出身や科舉出身者に占められたと考えられるし、中央官の京官の如きも流外から入流したものは程遠いものであつたろうと考えられる。

門蔭出身や科舉出身のものは昇進も早く、轉遷の多いもの程名門であつたと思われる。

文官進敍の順序として、科舉登第者が吏部の採用試験に合格して一度地方官として縣尉、縣丞となつて中央の京官に入るか、或は門資のものが同じく地方官から京官に入るか、または直に京官につくかであるが、最初の官が將來の昇進を決めてしまうことさえある。科舉出身者、門蔭出身者は清官につくことができたから彼等の多くが清官を欲し、清官の昇進を望むことは間違ひない。前述のように、清官は八品では左右拾遺、監察御史であり、七品では左右補闕、殿中侍御史などであり、六品では起居郎舍人、尚書諸司員外郎、太子舍人、侍御史、祕書郎、著作佐

郎などであり、五品では御史中丞、給事中、中書舍人、尚書諸司郎、著作郎などで、このう監察御史、左右拾遺、左右補闕、殿中侍御史、尚書諸司員外郎、祕書郎などを経て給事中、中書舍人、尚書諸司郎に昇り、

さらに尚書、中書、門下各諸司侍郎となつて宰相にまで進むことができ、その中でも吏部官僚の多くがこのコースを進んでいるように思われる。

しかし新舊唐書列傳を見ると必ずしもそれのみでなく、名門貴族出身であつても高官に昇らぬものもあれば、また胥吏出身のものでも高官に昇つてゐるものもあり、才があり、名門であつて遷轉の多いものの程早くして高官に昇つてゐるし、そこには對人關係、勢力關係、婚姻關係、出身關係と所謂個人の運の問題も手傳つて一概にいえぬ複雑なるものを含

んでいる。各尚書侍郎になつてもその中から宰相になるものは僅かである。尚書侍郎には、その中から宰相になるものは僅かである。

陛下急用之。と見えるように姚崇の推薦によつて、盧從願傳に從願廣占良田。至有百餘頃。其後上嘗擇堪爲宰相者。或薦從願。上曰。從

堪爲宰相者。崇對曰。張東之沉厚有謀能斷大事。且其人年老。惟

陛下急用之。と見えるように姚崇の推薦によつて、盧從願傳に從

願廣占良田。至有百餘頃。其後上嘗擇堪爲宰相者。或薦從願。上曰。從願廣占良田。是不廉也。遂止不用。とあるが、從願は吏部侍郎となつて典選六年前後及ぶものなし。といわれたが、田園を占めたために遂に宰相になることができなかつたと同じように、唐代では郎官を経なければ宰相になることができなかつたと同様に、唐代でも丞郎を経なければ宰相にまで昇れなかつたようであつて、その選任を最も重視している。通典(卷二三)

郎官に、

大唐改隋諸司郎爲郎中。每曹員外郎。() 今尚書左右司郎中各一人。員外郎各一人分管尚書六曹事。其諸曹諸司郎中總三十人。員外郎總三

十一人。通謂之郎官。尤重其選。

とあるように、郎中及び員外郎などの郎官を重視したことがわかる。これらを官僚の出身から郎官を経て侍郎や中丞までの進敍の順序について數人の例を列傳に徴すると

盧承慶 父麟 都督府方曹參軍 考功員外郎 民部侍郎
(新舊書卷一〇六)

劉祥道 父麟 中書舍人 御史中丞 吏部侍郎
(新舊書卷一〇六)

李嶠 進士 監察御史 諸道巡察使 天官侍郎
(新舊書卷一二四)

盧懷慎 著姓 進士 監察御史 吏部員外郎 御史中丞
(新舊書卷一二八)

魏知古 進士 著作郎 凤閣舍人 相王府 吏部侍郎
(新舊書卷一二六)

司馬

盧從願 著姓 明經 監察御史 殿中侍御史 中書舍人
(新舊書卷一二六)

李朝隱 明法 大理丞 侍御史 長安令 刺史 吏部侍郎
(新舊書卷一二九)

楊綰 進士 太子正字 右拾遺 起居舍人 司勳員外郎 中書舍人
(新舊書卷一二九)

禮部侍郎

崔祐甫 進士 吏部員外郎 御史中丞 中書舍人
(新舊書卷一二九)

常袞 進士 太子正字 翰林學士 老功員外郎 中書舍人
(新舊書卷一四五)

楊炎 薩起居舍人 司勳員外郎 禮部郎中 中書舍人
(新舊書卷一四五)

以上は若干の例に過ぎないが、官僚昇進のコースをあらわしたもので、列傳を見ると、左右拾遺、監察御史、左右補闕、侍御史、尚書諸司員外郎、祕書郎、給事中、中書舍人、著作郎、及び地方長官の刺史などを經

ているものが多いように思われる。地方官の刺史や令を除いては皆清官であつたし、清官を経なければ高位高官に昇ることができなかつた。

左右補闕及び左右拾遺は天子の供奉官で扈從するものであり、天子に近づく機會の多い官であり、著作郎及び佐郎、祕書郎などは祕書省に屬して圖籍に關すること、祝文祭文などを修撰することを掌る官であつた。

舊唐書（卷四四）職官志によれば監察御史、侍御史は御史台に屬し、御

史大夫、中丞、侍御史、殿中侍御史、監察御史があり、侍御史は從六品

下で、百寮を糺舉し、獄訟を推鞠するものであり、殿中侍御史は從七品

下で、殿廷供奉の儀式を掌るものであり、監察御史は正八品上で、郡縣

を分察巡按し、嶺南の選補や大司農出納を掌り、囚徒を監したり、また

尚書省の會議に列して過謬を監したりするもので、要するに百寮を監察

糺彈することを掌つたものである。

例えば、則天萬歲通天五年に監察御史紀履忠は御史中丞來俊臣の犯狀

五つをあげて彈奏し、長安四年三月に監察御史蕭至忠は鳳閣侍郎同鳳閣鸞台三品蘇味道の贓汚を彈奏した例のように、正八品の監察御史が自分より上級官僚の違非、不正、贓賂、などを監し、彈劾するもので、その權限は重く、従つて有能な科舉出身官僚は監察御史につくことが多かつたようと思われる。

中書舍人は中書省に屬し、正五品上で給事中と同じく清官であつた。

梁代には才能を主としてその出身の如何を問わなかつたらしく、

唐六典中書舍人に、

梁用人殊重。簡以才能不限資也。多以他官兼領。

とあるように、士庶雜選の方法をとり、必ずしも門閥に限らなかつた。

唐代の中書舍人は中書令の屬官で、要職であり、科舉出身者および門蔭出身者のうちからその多くがついた。

事實は天子直屬の祕書官であつた。例をあげたように、門賚出身の劉祥道、著姓で明經出身の盧從愿、進士出身の楊綰、楊炎、張嘉貞などは何れも中書舍人を経ているもので、列傳によると、進士出身のものが多くこの官についていることがわかる。舊唐書（卷四三職官志）に、

中書舍人掌僚奉進奏參議表章。凡詔旨勅制及璽書冊明。皆按典故起草。

進畫既下則署而行之。凡察天下冤滯與給事中及御史三司鞠共事。凡百

司奏議文武考皆領裁焉。

とあるように、天子の詔旨勅制などを起草進畫するものであり、また給事中、御史と並んで三司といわれ、官僚の犯罪を鞠すべき重要な任務と權限をもつていた。それ故に、

通典（卷二二）職官典に、

永淳已來。天下文章道盛。台閣髮彥無不以文章。故中書舍人爲文士之極任。朝廷之盛選諸官莫比焉。

とあつて中書舍人は文士としての榮であり、他の諸官よりも盛選され、給事中と並んで給舍といわれ、最も美官といわれたのである。

玄宗開元の末に至り、中書の任、繁劇となり、始めて翰林學士を置き、

文學の士をとり、その任に充て専ら内命を拜し、將相の任免、號令、征伐に關することを掌らしめた。しかし中書舍人の職官と異り、品階はなかつたようであるが、德宗以後はその任重く、禮遇は厚く、その中から昇任して宰相になるのが多かつた。舊唐書（卷四三職官志）翰林院に、

至德已後。天下用兵軍國多務。深謀密詔。皆從中書。尤擇名士翰林學

士得充選者。文士爲榮。亦如中書舍人。例置學士六人。內擇年深德重者一人爲承旨。所以獨承密令故也。德宗難其選。貞元已後爲學士承旨者。多至宰相焉。

とあるように、徳宗以後はその選を重視し、貞元以後は宰相に昇るもの多かつた。

翰林學士は資歴の如何に拘らず、上は諸曹尙書から下は校書郎に至るまで充てることができた。校書郎は正九品上であつたからそれ以上の官

品であればつくことができたが、しかし翰林學士は品階はなかつたが、中書舍人よりも高かつたようである。即ち諸曹尙書から翰林學士になつたもの、或は最も低い校書郎から翰林學士になつたものがあり、低い官

からなつたものはさらに二三の官に遷轉昇任して宰相になるのであるが、翰林學士から直ちに宰相になるものもあつた。列傳に徵すると、元和郡

縣志の撰者李吉甫は進士から監察御史、侍御史、禮部考功員外郎を経て翰林學士となり、崔羣は進士から校書郎、右補闕を経て翰林學士となり、

さらに中書舍人に昇り、白居易は進士から校書郎、左拾遺を経てなり、鄭覃は門蔭から給事中、御史中丞、京兆尹、左散騎常侍と昇進し、本官

を以て翰林學士となり、李德裕は同じく門蔭から監察御史翰林學士となり、屯田員外郎、考功員外郎、中書舍人と進んでいる。この例を見ても進士出身者が中書舍人に多くなつたように、翰林學士にも比較的多くなつたようであり、中でも校書郎や監察御史などの割合に低い官からなるものもあつた。

七

吏部は官僚任免などの選舉の権限を有し、尙書侍郎の職は天下の官僚の選授、勳封、考課の政令を掌つた。唐は隋と同じく、三品以上を冊授、五品以上を制授、六品以下の長官を勅授、六品以下を旨授、流外官を判補とした。初めは尙書は六品、七品の選授を、侍郎は八品、九品の選授を掌つたが、後になると、侍郎は六品以下の選授を掌るようになつた。

五品以上の制授は更に中書門下と協議し、試みられずして、天子自らこれを任用することになつた。

さて禮部で科舉試験に合格したものは更に吏部において採用試験が行われ、これに合格しなければ任用されなかつた。舊唐書（卷四三）職官志、通典（卷一五）選舉三に

凡擇人以四才校功。以三實較之優劣。而定其留放。所以正權衡。明興奪。抑貪冒。進賢能。然後據其官資。量其注擬。

とあつて四才は身、言、書判を試験し、その成績優秀なるものを取り、三實とは德、才、勞を試験して其の優劣によつて採用するか否かを定めた。徳は徳行、才は才用、勞は勞效であつて、かかる後授官が行われ、授官の際には告身を給したのである。折角科舉に登第しながら採用試験に不合格になり、十年も志を得ないものがあり、先に述べたように、門資出身者の貴族權門は早く採用されて官途につくが、科舉出身者は採用されても一先ず地方官の縣尉に出るのが普通の順序であつたようである。この官僚の任免、進敍などの選舉の権限を有するのが尙書と侍郎であつた。吏部尙書侍郎は文官を兵部尙書と侍郎は武官を選舉した。

通典（卷二三）職官典五に、

自開元以來。宰相員少。資地崇高。又以兵吏尙書權位尤美。而宰臣多

兼領之。但從容衡軸。不自銓綜。其選試之任。皆侍郎專之。尚書通署而已。

とあつて兵部吏部尚書の權限と位置の高くして美官であつたことをあらわしている。しかし後になると選舉の權限は吏部侍郎が之を專掌し、尚書は署名するのみとなつてゐる。高宗の世、すでに吏部選舉の權限は侍郎に歸し、六品以下の選舉を掌つた。

⁽²⁾ 吏部侍郎掌選補流内六品以下官。是爲銓衡之任。凡初仕進者。無不仰屬。選集之際。勢傾天下。列曹之中。資位尤重。

とあつて吏部侍郎は初めて仕進するものの渴望の目標であり、六部各侍郎の中、品階が最も高かつた。吏部尚書の官品は他の尚書と同じように正三品であつたが、最も上位にあり、吏部侍郎は正四品上で他の侍郎が悉く正四品下であつたのに比べて最も高く且つ文官選敍の權限を有してゐたので有能なる官僚の仕進の的であつた。通鑑(卷二一六)玄宗天寶十

一載の條に

故事。兵吏部尚書知政事。選事悉委侍郎以下。

とあつて選舉の權限が侍郎にあつたことをあらわしている。このように六品以下のものは吏部によつて選敍され、成績優秀なるものは拾遺、補闕、監察御史に任用され、中書門下に送つて勅授された。官品は左右拾遺は從八品上、補闕は從七品上、監察御史は正八品上であつたが特に聽されて勅授とされたので、清官の中でも要官であつたことがわかる。從つて列傳を見ると、科舉出身者でこれらの方に進敍されたものは成績優秀なものであると見なければならぬ。舊唐書(卷四三)職官志に、

其有歷職清要。考第頗深者。得隔品授之。不然卽否。

とあるように歴職した清官、要官にあつたもので考課成績優秀なものは品階を越えて選授、昇進を許され、成績普通のものは、品階を越えて選授されることができなかつた。従つて優秀な官僚は昇進が早かつたし、普通のものは昇進が遅れていたことはいうまでもない。前に述べたように、

凡出身非清流者。不注清資官。

とあり、貴族門閥などの門蔭出身者、科舉出身者でなければ清資官になることができなかつたので、流外及親品などが入流仕官しても到底清官や要官につけなかつた。

吏部郎中は從五品上、員外郎は從六品上で、文官の班秩階品を考することを掌るもので、この郎官の人事について最も重視したことはいうまでもない。尚書、侍郎と共に人事を握るものであつた。官僚敍階は封爵、親戚、勳庸、資蔭、秀考、勞考などを考えてその任免が行われ、

凡内外官有清白著聞。應以名薦。則中書門下改授五品已上。量加升進。

六品已下有付吏部。則量等第遷轉。

とあるように清白著聞なるものは中書門下が吏部と協議して五品以上の官を授け、六品以下のものはその等第を量つて遷轉せしめた。吏部郎中の一人は流外の選舉を掌つた。之を小選といい、或は流外銓ともいつた。流外選舉の校試の方法はほぼ流内と同じであつたが、技術に巧に、書に長じ、時務に明るいものをとつた。毎年流外に對しては成績を考課し、三年経つと遷轉せしめた。このようにして流外から成績優秀のものを入流せしめたが、新舊唐書列傳を見ると、規定のように嚴重に行われず、入流したもののが多かつたのである。官僚の考課を掌るものは考功郎中、

及び員外郎であつて、これは後に述べることにするが、官僚の任免、進

敍は吏部郎中、侍郎が主としてその中心であつた。しかるに新唐書（卷

四五）選舉志によれば、後に監察御史がこれに参加している。ことに高

宗を経て武后になると、選舉紊亂して、恣に官僚の任免、流貶が行われ、

吏部の権限はある程度軽くなつた。監察御史はその品階低かつたが、そ

の任務は官僚の監察、糾弾などの外、選舉にも參加したので、その権限

は擴大されたようである。屢々述べたように、監察御史は將來の躍進の

ための一つの關門のような地位であつたようである。このようにして吏

部の権限は時代によつて輕重があつたが、依然として本來の権限を有し、

安史の亂以後は軽くなつたが吏部官僚を望むもの多く、前述のように列

傳を見ると、吏部官僚は政治的に最も發言權を有し、官僚の進退を左

右する重要な地位にあつた。吏部郎中、吏部侍郎などの吏部官僚として

選舉に當つたものには著名なる人々がある。盧承慶、劉祥道、李敬玄、

魏玄同、裴行儉、韋思謙、韋思立、崔玄暉、韋安石、李嶠、宋璟、張九

齡などである。これらは新唐書（卷四五）選舉志、通典（卷一五）選舉典、

及び新舊列傳に見えてゐるところである。これらの人々は選舉の時期及

びその方法、選舉の結果及弊害、官僚任免のことなどについて建言し、

或は實行したもので、今二三の人々について述べると、

劉祥道は父爵を襲つて中書舍人、御史中丞を経て吏部侍郎となり、高宗顯慶二年黃門侍郎となつて吏部選舉を掌り、選舉官僚任免の利害得失

については既に述べた通りであるが、高宗年間既に入流したものが多かつたことが分るし、⁽³⁵⁾ 魏玄同は進士に登第し、地方官にも出て、累進して

吏部侍郎となつて典選に當つたが、選舉未だその人を得ずとして上疏し、

自魏晉始歸吏部。遞相因循以迄於今。以刀筆求才。以簿書察行。法之
弊久矣。

とあつて吏部に選舉の権限が歸したが、唯事務的才能を求め、簿書をもつて察行していく、その人物や德行を見ないで進敍をしている。この弊害は既に久しいと述べ、また貴族門閥の子弟は早くから官を求め、

勳官三衛流外之徒。不待州縣之舉。直取之於書判。恐非先德行而後言才之義也。臣竊見制書每令三品薦士。下至九品。亦令舉人。

とあるように、勳官はもと勳功のあつたものに賜わつたものであるが、唐代になつて一兵卒にも與えられるようになり、流外勳品と同じようになつたもので、これら流外勳官の徒は州縣の察舉を待たずにこれを書判にとり、人物や德行を考えずして選舉が行われていて上言したが、武后は納れずして、務めて人心を收攬するために、賢、不肖となく起用し

た。長安二年に舉人に拾遺、補闕、御史、著作佐郎、大理評事衛佐などを授け、又悉く試官を受け、高いものに鳳閣舍人、給事中、員外郎、御

史、補闕拾遺、校書郎などを授けたりして紊亂した。前述のように、李

嶠は著姓で進士出身、監察御史、給事中を経て吏部侍郎、吏部尚書となつたが、員外官二千餘人を置き、己が權勢を得るために、悉く勢家權門親戚を用い、正官と争い、選舉の紊亂その極に達した。中宗の時斜封官凡

數千人を置いて冗官溢れ、その爲財政も困難を來した。そこで宋璟は吏部尚書となり、李文、盧從愿は吏部侍郎となり、前代の斜封官を罷め、官を望むもの門閥高いものであつてもその才實に非るものには之を取らず、尚書も侍郎も官品の如何を問わず、之を銓掌することにした。

玄宗即位して政治に勵精し、内外の官僚の選舉について意を用いた。

玄宗の世、張九齡を用いたが、九齡は進士出身で校書郎、拾遺、司勳員外郎を経て中書令となつた人であるが、開元三年左拾遺の時上疏し、地方官の刺史縣令の選舉について上疏して曰く、

今刺史縣令。除京輔近處之州。刺史猶擇其人。縣令或備員而已。其餘江淮隴蜀三河諸處。除大府之外。稍非其才。

とあるように、刺史縣令は京輔近處の州縣は人材を擇ぶが、遠州はその

人に非ず、京官で閑職のもの、名聲のないものが出て牧守となる。もつ

と地方官の選舉を嚴重にしなくてはならぬと述べ、さらに舊唐書（卷九

九）張九齡傳に、

凡官不歷州縣。不擬台省已。而悉集新除縣令宣政殿。新臨問以治人之策。而擢其高第者。

とあつて州縣の刺史縣令などの地方官を經なければ中央官僚に選敍しないとして、天子親ら地方官を試験して成績優秀なものを中央官僚に選んだ。

通典（卷一七）選舉に、

凡不歷都督刺史。雖有高第。不得入爲侍郎。列卿不歷縣令。雖有善政。亦不得入爲台郎給舍。雖遠處都督刺史至於縣令。遞次差降以爲出入。

亦不十年頻任京職。又不得十年盡任外官如此。

とあるように都督刺史を經なければ侍郎に敍せられず、縣令を經なければ給事中、中書舍人に敍せられぬとしたのである。

八

さて官僚の任期は凡そ何年位であつたか。内官と外官の任期について

多少の相違があり、また時代によつても相違があつたようである。

通典（卷一五）選舉典三に、

凡居官年以爲考。六品以下四考爲滿。

とあり、同じく通典（卷一九）職官典一に、

自六品以下。率由選曹。居官者以五歲爲限。於是百司具舉庶績咸理。

亦一代之制焉。

とあつて、その註に、

一歲爲一考。四考有替則爲滿。若無替則五考而罷。六品以下吏部注擬。謂之旨授。五品以上皆勅授。

とあつて、六品以下の官僚はその任期が四年であり、五品以上のものは京官にあつては任期が決められていなかつたようである。一年毎に考課を實施し、その成績、能力、人物などを考し、毎年行つて四年の考課を平均して遷轉せしめたのであり、原則として四年であつたが、もし後任ない場合は五年まで勤めて、罷めなければならぬことになつていた。

舊唐書（卷四二）職官志に、

凡入仕之後。遷代則四考爲限。

とあり、新唐書（卷四五）選舉志に、

凡居官必四考。四考中中進年勞一階敍。每一考中上進一階。上下二階。上中以上及計考應至五品以上奏而別敍。六品以上遷改不更選。及守五品上官。年勞歲一敍。給記階牒。考多者準考累加。

とあつて、入仕して居官四年を原則としたことがわかる。遷代といふことは任期がくると、その地位から去るか、或は他官に遷るかどちらかであつたのでそういうのである。唐代において新舊唐書列傳に、遷、轉、

徒、換、左遷などの語があるが、遷は下級より上級に昇るとき、轉は上級より下級に降るとき、換は左より右にうつるとき、例えば左僕より右僕、左拾遺から右拾遺、吏部尚書から兵部尚書にうつるとき、徒は品階高いが職の重い官にうつるときをいうのであつた。

舊唐書（卷八二）劉祥道傳に、

今之在任四考。卽遷官。人知將秩滿。必懷去就百姓見有遷代。能無苟且。以去就之人臨苟且之輩。以移風易俗。其可得乎。望經四考就任加階至八考滿。然後聽選還淳反樸。雖未敢必期送故迎新。實稍減勞弊。と上疏している。官僚は四年で遷るが、丁度任期が満つと必ず去就を懷しみ、百姓と離れにくい。四年の考を経て任に就くもの品階を加え更に四年合せて八年とした方がよい。そうすれば故を送り、新を迎える苦労を稍減することができると述べたが、實施されずに終り、同じように四年の任期が變らなかつた。また會要（卷八一）考上に、

開元二十八年。先是內外六品應補授官。四考滿待替爲滿。其年十二月。内外六品以下官依舊待替。其無替者。五考滿後停。

とあるのを見ると、内官、外官共に六品の者で官に補すもの四年とし、もし後任ない時は五年を以て満期とし、官をやめることになつた。既に述べたように唐は地方官として州に刺史を置き、縣には縣令を置いた。ただし京兆、河南、大原には府を置き尹を置いた。州は戸數によつて上、中、下に分け、上州刺史は從三品、中州刺史は正四品上、下州刺史は正四品下で上州刺史の品階は京官の御史大夫、大僕、大理等の九卿の品階と同じ高いものであつた。いうまでもなく、刺史は地方長官として管内の官吏を監督し、成績を考え、農桑を勧め、治安に當り、その結果を中

央に報告しなければならなかつた。

縣にも上、中、下の三つに分れ、縣の中でも、長安、萬年、河南洛陽、太原、晉陽の六縣を京縣といい、その縣令は正五品上で、京兆、河南、太原府所管の諸縣を畿縣といい、縣令は正六品上であつて、諸州の縣よりも品階高く、諸州の上縣令は從六品上、中縣令は正七品上、中下縣令從七品上、下縣令は從七品下であり、縣令の下には丞、主簿、尉などを置いた。京縣、畿縣などの縣令には有能の官僚があてられた。

唐朝は地方官の任命を重視し、そのため上州刺史の品階を高くしながら内官重く、外官輕視する風潮が唐初からあらわれていた。

新舊唐書馬周傳、唐會要（卷六八）刺史に

今朝廷獨重內官。刺史縣令頗輕其選。刺史多是武夫勳人。或京官不稱職。方始外出。邊遠之處。用人更輕。

とあるように、既に太宗貞觀の初めから刺史縣令の選敍が輕視され、京官で稱職されぬものが外に出て刺史縣令となり、邊遠の州縣はさらに輕視され、その人を得なかつたようであつた。これについて新唐書（卷一〇七）陳子昂傳にも痛論しているところである。さらに新唐書（卷一三三）劉知幾傳にも地方官その人を得るにあるとして、

臨望自今已後。刺史非三歲已上。不可遷官。仍以明察功過。精甄賞罰。冀宏共和之風。以贊垂衣之化。

とあつて、刺史は三年以上でなければ官を遷すべからずと述べている。

舊唐書（卷八八）韋嗣立傳に、

長安中。則天嘗與宰臣議及州縣官吏。納言李嶠等奏曰。（一）今要務莫過富國。富國安人之方。在擇刺史。竊見朝廷物議。莫不重內官輕外

職。毎除授牧伯。皆再三披訴。比來所遣外任。是貶累之人。風俗不澄。實由於此。

とあることによつても依然として内官尊重の風潮が著しく、地方長官の多くが中央から貶累された人である。と述べている。

さらに刺史縣令が地方官として赴任はするも落着いて地方の政治に勵むものが少なかつたらしく、舊唐書(卷九八)盧懷慎傳には、

臣竊見。比來州牧上佐及兩畿縣令。下車布政。罕終四考。上佐多者一二年。少者三五月遽遷除。不論課最。或歷事未改。便傾耳而聽。企踵而覩爭。求冒進。不顧廉恥。(一)臣請都督刺史上佐而縣令等。在任未經四考不許遷除。

とあつて、地方官の轉任の早かつたことがわかるし、考課の優劣を論じなくて、昇進を求める。そこで刺史縣令は四年を経なければ遷除を許さずと上疏したものである。このように刺史は初め任期は三年であつたことがわかるが、時には四年のことであつた。會要(卷六九)刺史雜錄に、寶應二年敕文。自今已後。改轉刺史。三年爲限。縣令四年爲限。貞元元年勅。自今已後。刺史縣令。未經三考。不得改移。六年勅。自今已後。刺史縣令。以四考爲滿。

とあつて、その時によつて異なるが大體において刺史は三年、縣令は四年が原則であつたようである。しかし上述のように外官輕視の風が甚しかつたのでこの任期は守られず、地方官は京官に入ることを望んだ。舊唐書(卷九八)源乾曜傳に、
臣竊見形要之家。併求京職。俊父之士。多任外官。王道平分不合如此。

とあるように貴族門閥の子弟は京官を求め、俊秀のもの外官に任じてゐる。自分の子二人を外官に任じたいと上疏して實施された。

官僚の考課を掌つたものは考功郎中であつた。舊唐書(卷四三)職官志に、

考功郎中員外郎之職。掌内外文武官吏之考課。凡應考之官家。具錄當年功過行能。本司及本州長官對衆讀議其優劣。定爲九等考第。

とあつて内外文武官吏の成績を考課して九等に分ち、朝集使に附して簿を送り各省に送達して考したのであり、又別に京官の位望高いもの二人を選び、一人は京官を一人は外官を考し、及給事中中書舍人のうち一人を京官考を一人を外官考を監し、さらに考功郎中は京官考を判じ、員外郎は外官考を判じた。このように給事中、中書舍人も官僚の功過について重い責任をもつていたが、最後は考功郎中や員外郎が判定したのであつた。

考課の法は四善二十七最を九等に分つた。

即ち上上、上中、上下、中上、中中、中下、下上、下中、下下、とした。

中中は一最以上或無最而有一善なるものをいい、中中以上であれば一階を昇敍され、それ以上であれば二階三階を昇敍せられた。これは勞功を以て選敍せられるもので、中下は職事粗理善最不聞なるものをいい、下上、下中のものは原階に留められ、下下のものは官吏として好ましくないもので免官處分に相當するものをいつたようであつた。しかし上上、上中、上下のような優秀なものはなかつたと見え、通典卷一五選舉典三、監察御史馬周の上言に

曰。今流内九品以上有九等考第。自比年不過中上。未有得上下以上考。

とあつて、これから毎年最も優秀なもの一二入を上上とし、次を上中、次を上下とすれば中の位の人は自ら善に勧むに違ないと述べている。

このように考課はいうまでもなく官僚の在官の成績を審査して黜陟を行うことであり、或は進敍し、免官にし、或は轉遷させたものであつたが、この考課が必ずしも公平に行はれたものとは限らなかつた。

初は一歳一考で毎年考課が行われたようであるが、その度毎に轉遷を行わず、内外官吏は四考によつて任免轉遷されることになつていて。先に唐書選舉志に述べたように、また會要（卷八二）考上に、

凡入仕之後。遷代則以四考爲限。四考中中。進年勞一階。每一考上中。進一階。一考上上。進二階。五品已上。非特恩。刺史無進階之令。

とあつて中中であれば一階を昇敍され、それ以上であれば二階、三階を昇敍された。

しかしこのようにされるとは限らなかつた。通鑑（卷二〇一）高宗總章二年に盧承慶は嘗て内外官も考し、一官吏が米の漕運を督していた時、風に遭つて米を失い、考中下とした。その官吏態度がよかつたので、考中中としたが喜ぶ色なく、さらに考中上としたときはその例であり。

また舊唐官（卷一〇〇）李朝隱傳に、

李朝隱遷長安令。有宦官有閨興貴。詣縣請託。朝隱令抽出之。奏宗聞而嘉歎。廷召朝隱勞日卿爲京縣令。能如此朕復何憂。（）宜加一階用表剛烈。可大中大夫特簡中上考。

とあるように李朝隱は宦官の請託を摘發して考中上と簡拔されたのである。

唐代官僚の仕官と選授について

舊唐書（卷一〇〇）盧從愿傳に、

刑部尚書盧從愿。頻年充校京官考使。中丞宇文融承恩用事。以檢戶口功。本司校上下考。從愿抑不與之。頗以爲恨。

とあるように、宇文融は戸口を檢した功によつて上下考となつたが、盧從愿抑えて與えず、宇文融は不満であつた。

舊唐書（卷一七二）新唐書（卷一八）李渤傳に、

李渤は穆宗の世考功員外郎となり、京官考使となり、権幸を避けず、悉く昇黜を行つた。即ち宰臣蕭俛、段文昌、崔植らの無能であるとして考中下として原階に留め、御史大夫李絳、左散騎常侍張惟素、右散騎常侍李益らを上下考とし、これらは天子を諫めたので官を遷し、大理卿許李らは皆犯贓の罪を以て或は左降左遷し、また劉闢の亂に家を棄て身を忘れて忠節をつくし、その功明らかなるものに考中中とし、小府監裴適は職事によくつくしたので中上としたのであつて、李渤は黜陟を明らかにして、官吏の考課を斷行した。

官僚考課については會要卷八一及卷八二に見えており、また舊唐書（卷一三六）盧邁傳、（卷一三八）趙憬傳などにもあり、舊唐書（卷一六七）趙宗儒傳に、

貞元六年領考功事。定百吏考績黜陟。公當無所畏避。右司郎中獨孤良器。殿中侍御史杜倫各以過黜之。尚書左丞裴郁御史中丞盧紹。比皆考中上。宗儒貶之中中。（）凡考之中上者。不過五十人餘。多減入中中。德宗聞而喜之。遷考功郎中。

とあるように、宗儒は司勳員外郎の時、考功を掌つて百僚の考課黜陟を行ひ、權威に屈せず、過のあるものを黜け、考中上のものを貶して中中

とし、上下のものを中上とし、中上のものを五十人餘に減じて、中中としたのであるが、このように京官の考課を断行したので、考功郎中より吏部郎中となり、さらに昇進して吏部侍郎となつたものである。京官の考課は因襲と門閥、勢力關係により、嚴正に考することは仲々困難であつたようと思われる。

考課が定められた通り行われたとは限らず、年によつて内外官品の敍階があり、また年によつて考課の年限に差があつた。殊に五品官に入るものはある程度考課の年限も長く會要(卷八二)階に、武后萬歳通天元年に文武官加階應入五品者。並取出身。歷十三考已上無私犯。とあり、開元十一年勅。自今以後。泛階應入五品。以十六考爲定。とあるように五品と六品との差が判然としていた。しかし劉知幾の上表によると、

九品以上。每歲逢赦。必賜階勳。無功獲賞。微倅實深。其釐務當官。

戸素尤衆。每論說官途。規求仕進。不希考第。唯擬遭遇便遷。
とあるように恩赦毎に敍階され、功なくして昇敍され、考課を願わずに昇進することを考え、僥倖をたのんで轉遷を希望したのであつた。

む す び

以上唐代の文官を中心として官僚の仕官と選授について述べたが、唐代の官僚制について杜佑の通典にも痛論しているように重複煩雜を極めている。唐は官僚を流内、流外に分け、流内は凡て中央から任命して中央集權の實をあげ、内官、外官があり、職事官は勳官、散官及び爵號を帶びることができ、さらに官には清濁があつた。また六部と九寺のように稍重複していると思われるものがあり、一は行政系統で、一は事務系

統であつた。

官僚制が複雑であると同じく、流外よりの入流多く仕官の道も複雑であつたが封爵、科舉、門蔭などの出身者が流内に仕官し、科舉出身者は初めは主として地方官に、門蔭出身者は主として京官に出るのが普通であつた。封爵、門蔭は官品によつて差等があつた。

いうまでもなく唐は北朝隋の制を受けて中央集權的官僚制を樹立し、貴族勢力を抑えて新らしい官僚制をうち立てんとして士庶の別なく科舉の制を設けたが、事實はこれに反して貴族の多くが應試し仕官して新官僚勢力をつくり、庶民はたとえ合格しても仕官するものは少なかつた。著姓貴族は一度官途につくと、容易に選敍され、清官に就き昇進も早かつたが、寒族胥吏出身者は清官にも就けず、上級の官吏にも仲々昇れなかつた。

官僚のうち吏部は文官選舉の権限を有し、尙書、侍郎ともに官吏の選授、勳封、考課などの任を掌つた。吏部選舉は魏晉以來強化され、吏部尙書、侍郎の官品高く、有能の士は吏部を望んだ。その後選敍の権限は侍郎に遷つて六品以下の選敍を專掌するようになつた。五品以上の官はさらに中書門下と協議して仕官選敍された。このようにあらゆる面で五品官と六品官との間には一線が劃されていた。唐を通じて吏部官僚として有能な士も多かつたが選舉は常に紊亂していたようであり、安史の亂以後は吏部の權限がやや輕くなると、有能な士も少なく、選舉の見るべきものもなかつた。官僚の選敍には一定の任期を経なければならなかつた。地方官は年一回の考課があり、四考を経なければ原則として選敍された。地方官は年一回の考課があり、四考を経なければ原則として選敍されぬことになつていたが、必ずしもその原則が守られず、内官尊重、外

官輕視の結果、種々の方法で内官に就任しようとした。また官吏はあらゆるコースで昇任しているが、五品官以上の内官はある程度考課も寛大であり、天子直屬の官僚などは昇進が容易であつた。（昭和三十五年七月）

註① 九品官人法の研究、五三五頁。

② 同

二七六頁。

③ 舊唐書卷一〇三、新唐書卷一三三、牛仙客傳。

④ 通鑑卷二一四、玄宗開元二十四年。

⑤ 舊唐書一一八、新唐書卷一四五、元載傳。

⑥ 通典卷三一、歷代王侯封爵。

⑦ 舊唐書卷八〇、新唐書卷一〇五、韓瑗傳。

⑧ 舊唐書卷八八、新唐書卷一一六、韋思謙傳。

⑨ 典籤考、東洋史研究十三卷六號。

⑩ 九品官人法の研究、二九六頁。

⑪ 通典卷三五、職官典一七。

⑫ 舊唐書卷九一、張柬之傳。

⑬ 舊唐書卷一〇〇、盧從愿傳。

⑭ 唐會要卷六一、彈劾。

⑮ 通鑑卷二四四、文宗大和七年。

⑯ 舊唐書卷一四八、新唐書卷一四六、李吉甫傳。

⑰ 舊唐書卷一五九、新唐書卷一六五、崔羣傳。

⑱ 舊唐書卷一六六、白居易傳。

⑲ 舊唐書卷一七三、鄭覃傳。

⑳ 舊唐書卷一七四、新唐書卷一八〇、李德裕傳。

㉑ 通典卷二三、職官典。

㉒ 册府文編卷六二九、通典卷二三、職官典五。

㉓ 舊唐書卷八七、新唐書卷一一七、魏玄同傳。

㉔ 舊唐書卷九六、新唐書卷一二四、宋璟傳。

㉕ 舊唐書卷九九、新唐書卷一二六、張九齡傳。